

編集・発行

## 公益財団法人 岐阜県生活衛生営業指導センター

〒500-8384 岐阜市敷田南5-14-12 県シンクタンク庁舎3F  
TEL 058-216-3670 FAX 058-274-8011  
URL <http://www.seiei.or.jp/gifu/>



2017年  
No. 71

# ぎふセレターダより

## 生活衛生同業組合の活性化について

(公財)岐阜県生活衛生営業指導センター理事長  
岐阜県生活衛生同業組合連合会長  
(岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長)

瀧 多賀男



日頃は、行政当局を始め関係各機関、生活衛生同業組合及び一般の皆様には、当指導センターの事業推進に格別のご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、10月の衆議院選挙が終わり、第4次安倍内閣がスタートしましたが、国内外において取り組むべき課題が山積しているように思われます。とりわけ生活衛生営業におきましては、民泊、受動喫煙対策及び消費税の引き上げなど、営業者に与える影響が大きい課題の対応が迫られており、今後、関係当局で準備を進められることになりますが、営業者に理解され組合活性化に繋がるような体制整備になるよう、引き続き注視していく必要があります。

毎年11月は、「生活衛生同業組合活動促進月間」として、各組合においては、組織強化の推進について鋭意取り組んでいることと存じますが、県下5組合（理容・公衆浴場・クリーニング・料理・鮨商）においては、厚労省の全額補助金である生衛業対策事業補助金を活用した、組合独自の活性化事業についてそれぞれ積極的に取り組んでおり、現在、順調に事業が進捗していると聞き及んでいます。このような活性化事業の推進が、組合のアドバンテージ或いはステータス向上として組織強化に繋がっていくことを期待するものです。

厳しい経営環境の中で、生活衛生営業は地域に無くてはならない業種であることを地域の方々に再認識していただくとともに、生衛組合が、さらに重要な役割を担っていくような仕組みづくりが大切であると思います。

このため、組合が生衛融資制度や補助金制度を上手く活用していきながら、県当局や指導センターとの連携のもと、日本政策金融公庫、市町村等の協力を得て、さらに組合の活性化、組織強化を図ることが重要と考えておりますので、皆様方の一層のご支援をよろしくお願いします。

### 予算化を目指した要望活動 \* \* \* 衛経融資に対する利子補給制度 \* \* \*

(県生活衛生同業組合連合会)

生活衛生関係業界の健全な発展、振興を図るために、生衛組合員向け融資である「生活衛生改善貸付（衛経）」について、さらに利用の拡大を行い組合の活性化をすすめるために、県はもとより関係市町村等の利子補給制度の導入を図るべく、公費による予算化を目指して、政策金融公庫と連携しながら関係市町村に対し要望活動を行っていきます。厳しい財政環境下ではありますが、今後も業界の振興発展のため、予算化の実現に向けて努力していきます。

# ごあいさつ

岐阜県知事 古田 筆



平素は本県の衛生行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このところの経済情勢を見ますと、個人消費、生産活動は回復しており、

先行きについては、雇用、所得環境の改善が続くなからで、景気が緩やかに拡大していくことが期待されます。他方で、労働力需給は引き締まっており、労働力の確保に苦慮されていることと思います。

このようななか、組合の皆様方には、岐阜県生活衛生営業指導センターが実施する各種支援事業を大いに利用していただき、経営基盤のさらなる安定・強化を図っていただくとともに、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上にも努めていただきますようお願い申し上げます。

県におきましても、引き続き、監視指導体制の強化等を通して、公衆衛生及び食品安全の確保に努めて参りますので、皆様方の温かいご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

さて、昨今の本格的な人口減少社会の到来と少子高齢化に伴う人口構造の変化は、労働市場を含めた経済や社会全体のあり方に大きな影響を与えています。そのなかで、特に労働転換が進む第3次産業における労働力人口の獲得は大きな課題であると考え、本県では29年の4月に、県内企業の人材確保を支援することを目的とした「中小企業総合人材確保センター」を開所するなど、県を支える人づくりを目的とした様々な施策を展開して参りました。

また平成29年度は、全国高校総体冬季スキー大会の開催や女性の活躍推進サミットの開催、全国健康福祉祭(ねんりんピック)基本構想の策定など、老若男女が輝ける岐阜県づくりに向けた取り組みを行っています。

最後になりましたが、岐阜県生活衛生営業指導センター及び各生活衛生同業組合のますますのご発展と組合員の皆様方のご多幸とご健勝をお祈りして、あいさつとさせていただきます。

## 県生活衛生課からのお知らせ

### 【ノロウイルスによる食中毒にご注意を!】

ノロウイルスによる感染性胃腸炎や食中毒は、一年を通して発生していますが、特に**冬季に流行**します。ノロウイルスによる食中毒を予防するために、正しい知識を身につけましょう。

#### ●症状

**おう吐、下痢、腹痛、発熱など**

※健康な方は軽症で回復しますが、子どもやお年寄りなどでは重症化したり、吐物を誤って気道に詰まらせて死亡することがあります。

#### ●原因となりやすい食品

- (1) 二次的に汚染された食品 ⇒まな板などの調理器具類や調理する人の手を介しウイルスに汚染された食品
- (2) ノロウイルスに汚染された二枚貝

#### ●予防法

ノロウイルスによる食中毒を防ぐためには、下記の対策が重要となります。

- (1) 食品取扱者や調理器具などからの二次汚染を防止する。

⇒手洗いの徹底。

⇒下痢や風邪に似た症状があるときは、調理に従事しない。

⇒食品に直接触れる際には「使い捨て手袋」を適切に使用する。

⇒調理器具などを十分に洗浄・消毒する。

- (2) 加熱が必要な食品は中心部までしっかり加熱する。

⇒二枚貝等ノロウイルス汚染のおそれのある食品は、中心部が85から90℃で90秒間以上加熱する。

※集団感染又は食中毒を疑うような場合は、速やかに医療機関にかかるとともに最寄りの保健所へご相談ください。

## 平成29年度 生活衛生功労者の表彰

### 栄えある受賞おめでとうございます (敬称略)

本年度の生活衛生功労者として、次の方々が栄えある厚生労働大臣表彰及び全国生活衛生同業組合中央会理事長表彰を受賞されました。受賞されました皆さま方は、永年にわたり生活衛生同業組合の組織強化と生活衛生業界発展のために顕著な功績をあげられた方々であり、日頃のご研鑽に敬意を表し、心からお祝いを申し上げるとともに、今後とも益々のご健勝、ご活躍をお祈り申し上げます。

#### 厚生労働大臣表彰(5名)

旅館ホテル 高山市 岡田 昇  
飲 食 関 市 高橋 重夫  
社交飲食業 岐阜市 山田 里美

飲 食 高山市 加賀江敏光  
料 理 岐阜市 平井 良樹

#### 全国生活衛生同業組合中央会理事長表彰(3名)

旅館ホテル 岐阜市 五百木太郎  
食 肉 山県市 吉井 弘二

喫茶飲食 高山市 山下 菊枝

### 秋の叙勲で「旭日双光章」

前公益財団法人岐阜県生活衛生営業指導センター理事  
前岐阜県料理生活衛生同業組合理事長  
前全国料理業生活衛生同業組合連合会理事

#### 堀 三三男 氏

永年にわたり料理業界の中核にあり、組合組織の強化、公衆衛生の維持向上に尽力された、堀前岐阜県料理生活衛生同業組合理事長が、生活衛生に関する功績により秋の叙勲の栄誉に浴されました。

心よりご祝賀申し上げます。

氏は、昭和62年、岐阜県料理環境衛生同業組合の理事に就任以来、組合や全国連合会の中核の要職を務められ、27年にわたり役員として、組合組織の拡充、組合員の環境衛生水準の向上、経営の健全化、合理化等を推進されてきました。

永年にわたるご功績に敬意を表するとともに、今後とも益々のご健勝、ご活躍をお祈り申し上げます。



“Sマーク”は、消費者の皆さんにご利用いただく際の安全・安心の目印です。マークのある理容・美容・クリーニング・めん類飲食・一般飲食店は、Safety (安全)・Standard (安心)・Sanitation (清潔) の3つのSをお約束させていただきます。

### 選んで安心 Sマークのお店

詳しくは(公財)岐阜県生活衛生営業指導センター、または各生活衛生同業組合へ

# 岐阜県生活衛生営業指導センターから

## 後継者育成支援事業を開催 ～体験学習（インテンシブ学習）～

この事業は、生活衛生業界の経営者の高齢化や後継者難が叫ばれている中、学生・生徒など若年者へ生活衛生営業の魅力を伝え、理解を深めるとともに、次代を担う後継者育成につなげていくことを目的に実施しています。

去年は、岐阜県理容組合の協力を得て、岐阜市立陽南中学校において実施される「体験学習（インテンシブ学習）」に参加する形で、理容組合を講師陣として生徒29名を対象に理容の体験学習を実施したところです。

本年度は、前年度の成果をさらにはすめるため、同校で実施される「体験学習（インテンシブ学習）」において理容業を引き続き行うことと加え、さらにクリーニング業も併せて実施することとしました。これには、岐阜県クリーニング業組合の協力を頂きながら、生徒にワイシャツやハンカチのアイロン掛けを体験してもらおう、と行ったものです。

体験学習は、去る6月30日に、陽南中学校で開催し、各々クリーニング業は24名、理容業は30名の生徒さんの参加を頂き開催しました。

### （クリーニング業）

始めに、組合講師からクリーニング業の魅力、イメージのPRなどクリーニング業について講義を行い、デモンストレーションとして組合講師から実際のワイシャツの業務用アイロン掛けを、間近で披露しました。その後、講師陣の実地指導を得ながら、実際に、生徒がハンカチやワイ



講師によるデモンストレーション

ツの業務用アイロン掛けを、間近で披露しました。その後、講師陣の実地指導を得ながら、実際に、生徒がハンカチやワイ



ワイシャツのアイロン掛け実習

シャツのアイロン掛けを体験しました。生徒は、アイロンの持ち方からアイロン掛けのコツを実体験しながら、熱心に実習に取り組んでいました。

アンケート結果では、「クリーニング師」へのイメージが変わった、という回答が83%寄せられ、この業界のイメージアップに繋がったものと期待されます。また、「クリーニング師の仕事内容」については、92%が理解出来た、という結果となり、この業界への理解度に少しでも寄与したものと思われます。

### （理容業）

最初に、理容業の魅力・イメージPRなど理容業について、ビデオを用いながら講義を行い、講師自らセットなどの技術デモンストレーションを間近で見てもらいました。



セットのデモンストレーション

その後、生徒が自らウイッグ（マネキン）を使ってカット・セット・シェービング及びエステなど理容技術



シェービングの実習

の体験学習を行いました。生徒は、はさみ・剃刃の持ち方からウイッグのカット・セット、シェービングなどを実際に体験しながら、興味深くカットする生徒、恐る恐るシェービングする生徒など熱心に実習に取り組んでいました。また、エステでは特に女子生徒の関心度が高く、きれいになる秘訣に目を輝かせていました。

アンケートでは、「理容師へのイメージが変わった」(86%)、や「仕事内容が理解出来た」(89%)と好意的な回答が多くあり、また、また貴重な体験をすることが出来、理美容に対する印象が大きく変わったなどの意見が多くありました。

これを機会として、今後多くの若者たちが生活衛生業に一層興味を持ち、そして、より多くの若者がこの業界に新たに参加するなど、生衛業界がより活性化し発展するよう期待するところです。

## 経営特別相談員研修会の開催

経営特別相談員は、地域における生衛業の融資指導等に活躍して頂いていますが、本年度もこの方々を対象として、研修会を9月中旬に岐阜市内で開催したところ、約50名の特別相談員の出席を頂きました。研修内容は、次のとおりです。

### 【生衛業における衛生水準確保と組合の活性化】

生衛業を営むうえで、気を付けなければならない感染症対策（ノロウィルス・レジオネラ属菌）について、当指導センター事務局長より説明を行いました。また併せて、組合の活性化の方策として、厚労省の組合を対象とした全額補助金の活用事例について、本年度の申請団体（5組合）の事業紹介を行いながら、その利用の促進を図りました。

### 【生衛融資のポイント】

金融公庫岐阜支店長から、特に組合員向けに行われている、衛経融資、振興事業貸付の制度上の有利な点、特に支払利息も含めた総支払金額の各々の比較について具体的に説明がなされ、資金需要に応じた適切な融資の理解が得られました。

### 【相談員としての心得について】

消費者問題が色々な分野においてクローズアップされる昨今ですが、今回、弁護士の鈴木茂生氏を招き、生衛業を経営するなかで直面する、消費者との様々な問題やそれに起因する苦情等について、相談員としての心得や、お店の現場で起こるトラブル等に対して、適切な対応のための考え方、法律的な面でのヒントなどを、ケーススタディの形で具体的な説明を頂きました。

### 【サービスに必要な付加価値について】



加藤コーディネーターの接客講習

観光地の飲食業や宿泊業を中心に、いわゆる訪日外国人が増加していますが、それらに対応するいわゆる「おもてなし」として必要とされる接客サービスについて、岐阜県よろず支援拠点のコーディネーター加藤由紀子氏からお話を頂きました。

自身の経験や、女性ならではのきめ細かい視点からの講演には、たいへんわかり易くよく理解できた、と好評でした。

全体的な評価でも、アンケートでは、多くの方から「わかり易かった、大変参考になった」等好評な意見を頂きました。

## 経営力強化セミナーの開催

最近のインバウンドの急激な増加を背景に、生活衛生関連業種では、観光地を中心に人手不足が慢性化していると言われています。

岐阜労働局から発表されたハローワーク等の職業紹介状況を見ると、9月末では有効求人倍率は全体で1.85倍となっていますが、「生活衛生サービス」の同倍率は、6.48倍と他職種を圧倒して高水準となっています。

また、29年10月からは最低賃金も改定され、中小零細事業者が多い生活衛生業については、特に飲食、宿泊サービスを中心に、その改善が求められている状況です。

また、社会保険や厚生年金等福利厚生の充実も含め、政府の進める「働き方改革」に呼応する生活衛生業のこれらの課題の対応が望まれます。

このような状況をうけ当指導センターでは、全国指導センターの委託により、関係生活衛生業者を対象に、経営力強化の一環として最低賃金の引き上げや雇用環境の改善のための助成金制度の周知、また雇用環境の改善による経営力向上を目指した「経営力強化セミナー」を開催しました。



岐阜労働局職員による講演（大垣会場）

このセミナーは、関係行政機関を始め、岐阜県食品衛生協会、岐阜県よろず支援拠点及び関係金融機関の協力のもと、特に飲食関係、旅館ホテル関係を対象として、6月、7月の2回開催し、合計約80名の関係事業者の方々の参加を頂きました。



よろず支援コーディネーターによる講演（高山会場）

## 産業別賃金の状況 ~平成28年度賃金構造基本調査結果から~

政府の進める「働き方改革」を背景に、平成29年10月から最低賃金が時間あたり800円（岐阜県の場合）に引き上げられ、これに対応すべく、この生活衛生業界も生産性の向上がさらに望まれます。

業界ごとの賃金水準については、厚生労働省が行っている「賃金構造基本調査」があり、従業員数10人以上の事業所について平成28年の結果が公表されています。今回はこの調査結果について、岐阜県及び全国の状況を産業別にランク付けした比較表を掲載しましたので、参考にして下さい。なおこの金額は、税、社会保険料等各種控除前の金額です。

※この表は、事業所規模が従業員10人～99人の最少ランクにおける比較表です。

### 産業分類別 一般労働者の給与等の状況（岐阜県・全国）

岐 阜 県				全 国						
順位	一般労働者 (10～99人)	1月当たり 労働時間数 時間	給与月額 (28/6) 千円	年間賞与等 千円	推定 年間給与額 千円	全 国 順 位	1月当たり 労働時間数 時間	給与月額 (28/6) 千円	年間賞与等 千円	推定 年間給与額 千円
1	金融業、保険業	164	329	1,434	5,382	1	165	398	1,336	6,112
2	建設業	181	327	575	4,499	6	185	309	494	4,202
3	情報通信業	185	318	952	4,768	2	176	356	670	4,942
4	専門・技術サービス業	179	306	707	4,379	3	177	336	716	4,748
5	卸売業、小売業	189	291	409	3,901	8	180	295	604	4,144
6	電気・ガス・水道業	192	288	741	4,197	4	170	333	974	4,970
7	運輸業、郵便業	189	280	260	3,620	7	199	301	261	3,873
8	製造業	184	279	556	3,904	12	185	273	476	3,752
9	教育、学習支援	181	274	797	4,085	9	178	280	699	4,059
10	不動産、物品販賣業	182	268	662	3,878	5	177	310	635	4,355
11	その他サービス業	179	263	388	3,544	10	180	276	475	3,787
12	医療・福祉	169	241	440	3,332	14	171	251	526	3,538
13	宿泊業、飲食サービス業	188	239	165	3,033	15	188	247	179	3,143
14	娯楽・生活関連サービス	179	232	242	3,026	13	180	253	294	3,330
15	複合サービス事業	155	207	589	3,073	11	171	275	885	4,185
合 計		182	276	487	3,799		182	286	509	3,941

(注) ○宿泊業、飲食サービス業：宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業  
 ○娯楽・生活関連サービス：洗濯・理容・美容・浴場業、娯楽業、その他生活関連サービス業  
 ○複合サービス事業：郵便局、協同組合等

上記の表は、常用等の一般労働者について、28年6月時点の給与月額のランク表です。生活衛生業界では、宿泊業、飲食サービスは、医療・福祉に次いで13位、次いで娯楽・生活関連サービス業は14位と低水準となっています。

ちなみに、「推定年間給与額」は、「給与月額×12月×10年間賞与等」で推計したものです。

右表は、いわゆるパート・アルバイト等の短時間労働者について、時間給をもとにランク付けしたものです。この表を見ると、生活衛生業関係は、前表の順位とは異なり、さほど低くはないことが分かります。

### 産業分類別 短時間労働者の給与等の状況（岐阜県・全国）

岐 阜 県				全 国				
順位	短時間労働者 (10～99人)	1月当たり 労働時間数 時間	1時間当たり 給与額 (28/6) 円	年間賞与等 千円	全 国 順 位	1月当たり 労働時間数 時間	1時間当たり 給与額 (28/6) 円	年間賞与等 千円
1	情報通信業	3.5	1,484	118.3	4	5.7	1,309	193.8
2	教育、学習支援	4.4	1,354	39.5	6	4.7	1,252	39.0
3	医療・福祉	5.3	1,272	31.3	5	5.1	1,253	50.6
4	専門・技術サービス業	6.0	1,168	101.0	1	6.1	1,420	99.4
5	建設業	6.4	1,157	9.7	7	6.2	1,199	55.6
6	運輸業、郵便業	5.4	1,148	53.9	8	6.0	1,094	37.1
7	その他サービス業	5.7	1,099	10.1	10	5.4	1,050	29.3
8	金融業、保険業	5.8	1,008	66.5	2	5.8	1,391	124.1
9	娯楽・生活関連サービス	5.3	989	18.6	12	5.4	1,010	16.6
10	不動産、物品販賣業	5.3	983	13.6	9	5.6	1,089	38.9
11	複合サービス事業	7.2	939	18.2	11	6.3	1,037	73.4
12	宿泊業、飲食サービス業	4.8	936	4.4	15	4.9	923	12.4
13	製造業	5.9	887	45.7	14	5.9	949	43.2
14	卸売業、小売業	5.6	882	24.0	13	4.8	990	19.4
15	電気・ガス・水道業	6.4	850	40.4	3	6.2	1,313	92.4
合 計		5.4	1,053	28.9		5.2	1,068	34.1

# 組合だより



## 旅館ホテル組合

### ● ブロック毎の「車座会議」の推進

当組合では、組合員相互の結束とさらなる組織強化を図るため、役員中心体制から替わる、組合員主体の「車座会議」を各ブロック毎に開催しています。

この会議には、県生活衛生課、指導センター、金融公庫、NHK等の関係者を招へいして、最新の情報を組合員に直接提供して頂き、組合員には大変好評を頂いています。また、インバウンドの増加に対応する施設案内、安全の手引等のパンフ資料も提供して、お客様に安心して利用頂けるよう、真心を込めた「おもてなし」を目指しています。

下呂ブロック会場



岐阜ブロック会場

さんの「銭湯大使」を選び、県内の色々な銭湯の姿をツイッター等で情報発信して頂きます。

銭湯は、公衆衛生の一生業ですが、「銭湯」そのものが日本の文化でもあります。銭湯の大きなお風呂は、新陳代謝を良くし、リラックスでき、心身ともに健康を保つ素晴らしいところです。そんな銭湯があなたの街にあります。是非お試しください。



## 料理組合

### ● 「インバウンド対応セミナー」の開催

販売業、宿泊業に比べると、飲食業界のインバウンド対応は遅かに遅れていると思われます。大規模店におけるインバウンド対応の環境整備は、小規模飲食店に比べると人員の雇用や配置の面からもしやすいと思われますが、小規模店はなかなか対応が難しいものです。

のことから小規模飲食店は、単独店での対応より、地域ぐるみで外国人のお客様をお迎えできるエリアの構築が必要なのでは無いかと思われます。

組合では、岐阜県が外国人観光客の方々にとって、訪れるに相応しい、居心地の良い、美味しい食事ができる地域となるべく、学び、精進できるよう様々な仕組みづくりや勉強会を開催していきます。その一環として、各地域エリアで「インバウンド対応セミナー」を開催し、飲食店の枠を超えて、行政、青年会議所、観光連盟など、多岐にわたるセミナー参加を呼びかけながら、エリア全体がインバウンドに対応出来るような地域づくりを目指しています。



## 公衆浴場業組合

### ● 若年層に対する「銭湯」の周知と普及促進

当組合は現在、21の「一般公衆浴場」の組合員で構成されていますが、これらのいわゆる「銭湯」は、一般家庭の急速な内風呂の普及や「スーパー銭湯」等の増加、また

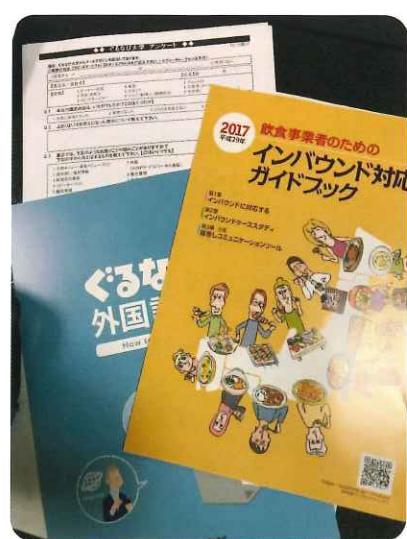
介護施設での入浴利用などにより、お客様の減少には歯止めがかかるない状況にあり、特に若年層には利用が少なくなっています。

そこで本年度は銭湯の周知も含めてその部分の掘り起こしに取り組んでいます。

○毎月5日は『こどもの日』として、小学生以下の子どもさんは無料!

○毎月10・20日は『学生の日』とし、中高生の皆さんの入浴料金は半額の210円に!

又、銭湯のマナー向上の為のお客様アンケートや、学生



インバウンド対応ガイドブック等



## 社交飲食業組合

### ●オリジナルカクテル「ピンククローバー」の提供

毎年10月に岐阜市内で開催される「信長まつり」では、例年、組合オリジナルカクテルの「ピンククローバー」等カクテルPRのため、柳ヶ瀬本通り「柳ぶら楽市」において当組合が出店しています。当日は、地元の材料を組み合わせて作った「ピンククローバー」のほか5種類のカクテルを用意し、また、おつまみとして「スパイシーソーセージ」、「ラム肉カレー」、「ロールキャベツ」等、さらには生ビールなども提供して、大変な盛況となりました。



組合カクテル「ピンククローバー」の出店

## お店でのカラオケ・生演奏・BGMの著作権手続きはお済みですか?

カラオケ・生演奏・BGMなどで音楽を利用されるお店のご経営者の方は、JASRACへ著作権の手続きが必要となりますので、下記の支部までお気軽にお問合せください。



### 著作権使用料の例

●カラオケ (客席面積33m<sup>2</sup>まで)  
**月額 3,500円**

●BGM (店舗面積500m<sup>2</sup>まで)  
**年額 6,000円**

※別途消費税相当額が加算されます

**JASRAC®**  
一般社団法人 日本音楽著作権協会 中部支部  
〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-24-30  
名古屋三井ビル本館13F  
Tel.052-583-7590 Fax.052-583-7594



## 映画協会

### ●「ぎふチャン」と連携した映画情報のPR

映画協会では、地元岐阜放送のラジオ放送「ぎふチャン」と提携して、毎月末の月曜日夕方5時から組合加盟の映画館に「ラジオカー」を派遣、リポーターが現場から生放送を行っています。リスナーの皆さんにアピールしたい映画の紹介やイベントなど盛りだくさんでタイムリーな旬の話題を劇場支配人やスタッフ自らが出演し、インタビューを交えてお話をしています。おかげさまで、この番組コーナーは好評で、今年で9年目を迎える長寿番組になっています。



ぎふチャンのインタビューを受ける劇場支配人

## ● 21世紀——観光岐阜のアミューズメントをリードする岐阜観光グループ● ●

### ● 飲食部門

レセプションバー ムーランルージュ

### ● パチンコ・スロット部門

パチンコ OH Ichioku OH～直

スロット Aladdin アラジン

スロット Major KURONO

スロット Major OONO

### ● パーキング部門

岐阜観光 PARKING OH

岐阜観光 PARKING OH 西柳ヶ瀬

PARKINGI PARKINGII

### ● サービス部門

G.K.K ケロやんショップ

**GKK 岐阜観光株式会社**

岐阜市若宮町4丁目8番地 TEL(058)265-5416(代)

## 税務相談のご案内

当指導センターでは生活衛生業の皆様を対象に「税に関する相談」を開催しますので、お気軽にご利用ください。相談は無料で秘密は守られます。税務申告のほか消費増税等に関する相談も行います。

○開催時間：午後1時～午後4時 ○相談員：各地区的**担当税理士**

### 税務相談日程表

地区	相談日(平成30年)	会 場	電話番号	担当税理士
岐阜北	2月21日(水)	岐阜市千石町1-16 岐阜北税理士会館内 名古屋税理士会岐阜北支部	058-263-2273	江尾 友宏
岐阜南	2月23日(金)	岐阜市六条南2-11 岐阜産業会館5階 名古屋税理士会岐阜南支部	058-274-0658	小林 和美
大垣	2月16日(金)	大垣市今宿6-52-16 ソフトピアジャパン ドリームコア219 山中勝彦税理士事務所	0584-77-6870	山中 勝彦
関	2月16日(金)	関市一本木町71-1 名古屋税理士会関支部	0575-24-6093	西田 好伸
多治見	2月16日(金)	多治見市音羽町4-25 多治見税理士会館内 名古屋税理士会多治見支部	0572-25-4444	鈴木 仁史
中津川	2月16日(金)	中津川市昭和町1-1 ホッと保険ビル2階 屋敷育孝税理士事務所	0573-67-9511	屋敷 育孝
高山	2月19日(月)	高山市江名子町521-8 小川純二税理士事務所	0577-32-3921	小川 純二

### 日本政策金融公庫からのお知らせ



### 「事業資金」のお知らせ

生活衛生  
改善貸付の  
ご案内

ご融資額2,000万円以内  
返済期間 設備10年、運転7年  
金利 年1.11% (平成29年10月12日現在)

ご相談は岐阜支店又は生活衛生同業組合  
にて承ります。お気軽にご相談ください。

**「国の教育ローン」をご存じですか？**  
**高校生・大学生のお子さまをお持ちの従業員の方にお勧めください**

\ お子さま1人につき / \ 海外留学資金の場合 /  
融資限度額 上限 **350万円** 上限 **450万円**

### 「国の教育ローン」3つのポイント

**1**  
固定金利  
年1.81%  
平成29年4月3日現在  
最長15年の  
長期返済

**2**  
ご家庭の状況  
に応じた  
優遇制度

**3**  
(公財)教育資金  
融資保証基金  
による保証

**[ご相談窓口]** 日本政策金融公庫 国民生活事業まで

◆岐阜支店 〒500-8844 岐阜市吉野町6-31 岐阜スカイウイング37西棟 Tel:058-263-2137  
◆多治見支店 〒507-0033 多治見市本町2-70-5 東鉄ビル4F Tel:0572-22-3234

## 岐阜労働局からのお知らせ

## 岐阜県最低賃金が改正されました

24円  
UP改正発行日  
平成29年10月1日

時間額

800円

岐阜県最低賃金は、年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、県内で働くすべての労働者に適用されます。使用者も、労働者も、1時間当たりの賃金額が最低賃金額以上となっているかどうか、必ず確認しましょう。

●厚生労働省のホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/>

●最低賃金に関する特設サイト

<http://www.saiteichingin.info/>

●岐阜労働局のホームページ

<http://www.gifu-rooudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

●お問い合わせ

岐阜労働局賃金室(058-245-8104)または所轄の労働基準監督署まで

## 税務署からのお知らせ



**平成28年分以降の確定申告書等の提出の際には、  
マイナンバーの記載+本人確認書類の提示又は写しの添付**が必要です。

※本人確認書類については、原本を添付することのないようご注意ください。

※

## 本人確認書類

## ◆マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
- ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

## ◆マイナンバーカードをお持ちでない方は

## 番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》

- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書  
(マイナンバーの記載があるものに限ります。)  
などのうちいずれか1つ

## 身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード
- などのうちいずれか1つ\*

※法定調査の作成などを行う事業者に対してマイナンバーを提供する必要がある場合に、写真表示のない身元確認書類の提示又は写しの提出をするときには2種類以上必要です。

詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧いただか、最寄りの税務署にお問い合わせください。



税務署

## 生活衛生同業組合への加入促進について

全国生活衛生同業組合中央会、全国生活衛生同業組合連合会及び各県生活衛生同業組合では、毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、関係機関や関係団体の連携により、生活衛生組合の周知広報や、組合への加入促進等活性化のための取組みを重点的に展開しています。特に本年は「生衛法制定60周年」にあたり、各生活衛生同業組合が県生活衛生営業指導センターと連携して組織活性化事業を積極的に展開しています。

### \*\*\*\*\* 平成29年は生衛法制定60周年 \*\*\*\*\*

- 「生衛法」は、昭和32年に制定・施行され、60周年を迎えました。
- 「生衛法」は、生活衛生営業の振興・発展を支援し、また消費者の利益を擁護して公衆衛生の向上を図るための法律です。



○各生活衛生同業組合や生衛指導センターは、生衛法にもとづき設立されています。

○生活衛生営業は、超高齢社会の到来の中で、地域密着産業として地域への貢献が求められています。

※「生衛法」  
「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(昭和32年法律第164号)の略称



岐阜県には次の14業種の組合があります。お気軽にご相談下さい。

組合名	郵便番号	所在地	電話番号 FAX番号	理事長
岐阜県美容業生活衛生同業組合	500-8305	岐阜市沖ノ橋町3-3 岐阜県美容会館	058-254-0861 058-254-1377	山口 雅生
岐阜県理容生活衛生同業組合	500-8171	岐阜市高森町1-17 岐阜県理容会館	058-264-2595 058-263-5360	滋野 昭和
岐阜県公衆浴場業生活衛生同業組合	500-8314	岐阜市鍵屋西町1-75 岐浴会館	058-252-1457 058-252-1457	野原 伸之
生活衛生同業組合岐阜県映画協会	500-8876	岐阜市日ノ出町1-20 ロイヤル劇場ビル4F	058-264-0161 058-266-5048	篠田 元弘
岐阜県クリーニング業生活衛生同業組合	500-8289	岐阜市須賀4-8-4 岐阜県クリーニング会館	058-273-7727 058-273-7727	箕浦 賢治
岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合	500-8812	岐阜市美江寺町1-16	058-262-7461 058-262-2476	瀧 多賀男
岐阜県中華飲食業生活衛生同業組合	500-8113	岐阜市金園町4-20	058-214-7664 058-240-5792	吉田 弘
岐阜県喫茶飲食生活衛生同業組合	500-8113	岐阜市金園町4-20	058-247-2815 058-247-2815	小島 幸彦
岐阜県飲食生活衛生同業組合	500-8113	岐阜市金園町4-20	058-240-5619 058-240-5792	河本 敏明
岐阜県料理生活衛生同業組合	500-8841	岐阜市高野町2-1	058-262-2845 058-262-2845	平井 良樹
岐阜県社交飲食業生活衛生同業組合	500-8828	岐阜市若宮町4-8 岐阜観光パーキングOH2F	058-262-7314 058-262-7314	大野 邦博
岐阜県食肉生活衛生同業組合	500-8266	岐阜市境川5-148	058-273-6011 058-274-8248	熊崎 金良
岐阜県鮨商生活衛生同業組合	509-7205	恵那市長島町中野40-1 「美濃照寿庵」内	0573-25-1888 0573-25-1889	林 照男
岐阜県食鳥肉販売業生活衛生同業組合	501-2105	山県市高富井ノ表227-4 岐阜アグリフーズ(株)内	0581-27-3766 0581-22-1536	荒井 幹広

## 組合加入者に限られた有利な融資制度のご案内

店舗の新築や増改築、設備の更新など、或いは経営改善のための資金が必要な場合、生活衛生同業組合の加入者向けに次のような有利な融資制度があります。是非ご利用下さい。

### 参考

最近5カ年の借入申込額は ●設備資金30万円～5,000万円 とっています。(当センター扱い分)  
●運転資金30万円～2,000万円

### 組合加入者限定融資

#### 振興事業貸付

- 借入対象 設備資金・運転資金
- 借入限度額 設備：7億2,000万円以内  
運転：5,700万円以内
- 返済期間 設備：20年以内（うち据置2年以内）  
運転：7年以内（うち据置2年以内）

- 利率(年利) **設備：0.15%～**  
**運転：1.01%～**

- 担保等 担保等必要

相談先 各生活衛生同業組合または  
県生活衛生営業指導センターまで

#### 生活衛生改善貸付

##### 無担保・無保証で利用できます

- 借入対象 設備資金・運転資金
- 借入限度額 設備、運転あわせて2,000万円以内
- 返済期間 設備：10年以内（うち据置2年以内）  
運転：7年以内（うち据置1年以内）

- 利率(年利) **設備資金、運転資金ともに1.11%**  
(返済期間にかかわらず利率は一定)

- 担保等 担保・保証人等 不要

相談先 各生活衛生同業組合または  
県生活衛生営業指導センターまで

### 組合未加入者向け融資

#### 一般貸付

- 借入対象 設備資金のみ  
運転資金はありません
- 借入限度額 設備：4億円以内
- 返済期間 設備：13年以内（うち据置1年以内）

- 利率(年利) **設備：1.16%～**  
**運転：貸付制度はありません**

- 担保等 担保等必要

相談先 県生活衛生営業指導センターまで

### 融資資金のお問合せは次の窓口へどうぞ

- 岐阜県生活衛生営業指導センター (TEL : 058-216-3670)
- 各生活衛生同業組合 (P.11の名簿参照)
- 日本政策金融公庫 岐阜支店 (TEL : 058-263-2136) 多治見支店 (TEL : 0572-22-6341)



(注) ●利率は、平成29年11月10日現在のものです。 ●返済期間、借入対象、担保・保証人の有無等によって利率は変わります。  
●借入限度額は、業種によって異なります。

公益財団法人 岐阜県生活衛生営業指導センター  
〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-12 県シンクタンク庁舎3F  
TEL 058-216-3670 FAX 058-274-8011 URL <http://www.seiei.or.jp/gifu/>



この冊子は岐阜県の補助金を受けて作成しています。